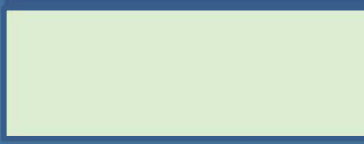


狛江市景観まちづくりビジョン

計画期間：平成 28 年度～平成 43 年度



平成 28 年 3 月
狛江市

【目 次】

第1編 方針・施策編

序章 はじめに

- 1 狛江市景観まちづくりビジョン策定の背景…………… 3
- 2 狛江市景観まちづくりビジョンの目的…………… 4
- 3 狛江市景観まちづくりビジョンの位置づけ…………… 4
- 4 狛江市景観まちづくりビジョンの策定体制…………… 8

第1章 景観まちづくりの基本方針

- 1 狛江市の景観の歴史的経緯…………… 9
- 2 狛江市の景観特性と課題…………… 10
- 3 対象区域…………… 14
- 4 景観まちづくりの方針…………… 16

第2章 景観まちづくりの推進

- 1 景観まちづくりの方針の体系…………… 17
- 2 景観まちづくりの施策の方向…………… 18
- 3 狛江市景観まちづくりビジョンの運用…………… 21

第2編 ガイドライン編

第1章 色彩

- 1 色彩ガイドラインの考え方…………… 25
- 2 色彩ガイドライン…………… 28

第2章 形態・意匠

- 1 形態・意匠ガイドラインの考え方…………… 39
- 2 形態・意匠ガイドライン…………… 40

資料編

- 1 名簿…………… 51
- 2 設置要綱…………… 53
- 3 協議経過…………… 55
- 4 用語解説…………… 57

第1編 方針・施策編

序章 はじめに

1 狛江市景観まちづくりビジョン策定の背景

狛江市には、多摩川や野川といった「水のネットワーク」、野川緑地公園や岩戸川緑地公園等の「緑のネットワーク」、弁財天池やひょうたん池の周辺、岩戸川せせらぎ、西野川せせらぎなどの「水の拠点」があります。また、都市計画緑地として和泉多摩川緑地が指定されており、「緑の拠点」としての整備を目指しています。

さらに、古くから住みやすい環境であったため、多くの古墳等も点在しており、狛江百塚とも呼ばれております。また、狛江市の中心部には、狛江駅を中心とした商業機能や交流機能と、狛江弁財天池特別緑地保全地区等の自然と調和した景観が広がっています。

このように、狛江市では水辺や緑、遺跡等環境資源に恵まれた良好な景観が構成されています。



しかし近年、住工混在地区における開発の進行や周辺の自然環境と調和しない建築物や屋外広告物等が見受けられ、農地や屋敷林の宅地化による減少等も進んでおり、良好な景観形成が阻害される危険性があります。

国や都、周辺自治体では、美しい街並み等の良好な景観に関する関心の高まりを背景に、景観法（平成 16 年法律第 110 号）が平成 17 年に全面施行され、各種制度の活用が図られています。また、東京都では平成 19 年 4 月に東京都景観計画が施行される等、景観まちづくりへの取組が進められています。

狛江市では、平成 26 年 4 月に狛江市まちづくり条例（平成 15 年条例第 12 号）を改正し、大規模開発等事業については、事業構想段階から協働によるまちづくりを進められる制度を導入しました。今後は時代の変化に対応しつつ、良好な景観を後世に残すため、狛江らしい景観づくりを地域で進めていく必要があります。

2 狛江市景観まちづくりビジョンの目的

狛江市景観まちづくりビジョンは、総合的かつ長期的な視点に立ち、狛江市都市計画マスタープランで示す良好な街並みの保全・育成を図るため、将来ビジョンと施策の方向性を示し、市民、事業者及び市等が協働して良好な景観づくりを推進していくことを目的に策定します。

3 狛江市景観まちづくりビジョンの位置づけ

(1) 「景観」の捉え方

「景観」の捉え方については、第一義としては、「目に映るもの全て」という考え方があります。これについては、大きく分けると動的要素と時間的要素があります。動的要素とは、光や風等の自然現象や、人の動きが挙げられます。時間的要素とは、歴史的な地域における背景や行事等の文化的背景が挙げられます。

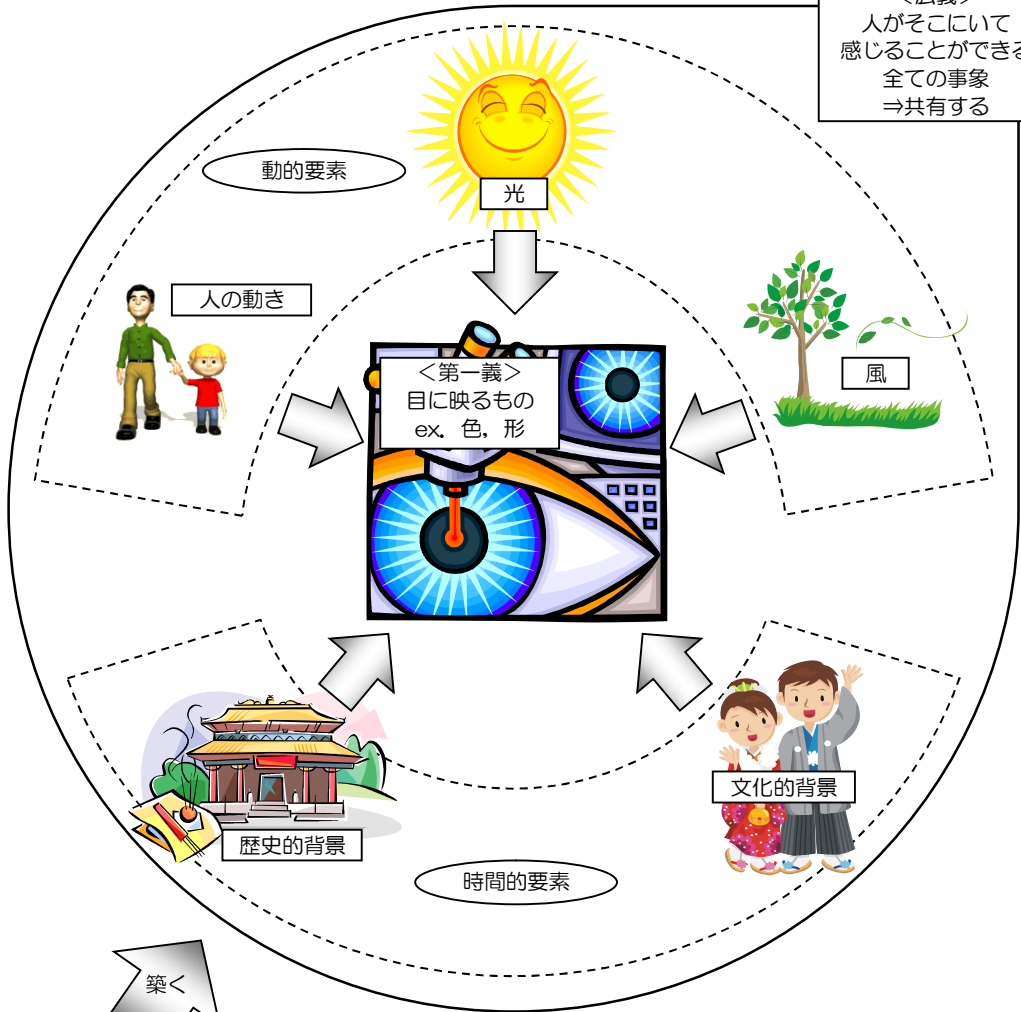
景観とは目に映るものだけでなく、心象的な景観や、歴史的・文化的景観も入ります。このため、景観の広義の定義として、「人がそこにいて感じる事ができる全ての事象」ということが言え、これを人々が共有することにより、そのまちに住みたい、住み続けたいと思うまちが形作られていくと考えられます。

<歴史的・文化的景観>



そのまちに住みたい
住み続けたい

<広義>
人がそこにおいて
感じることができる
全ての事象
⇒共有する



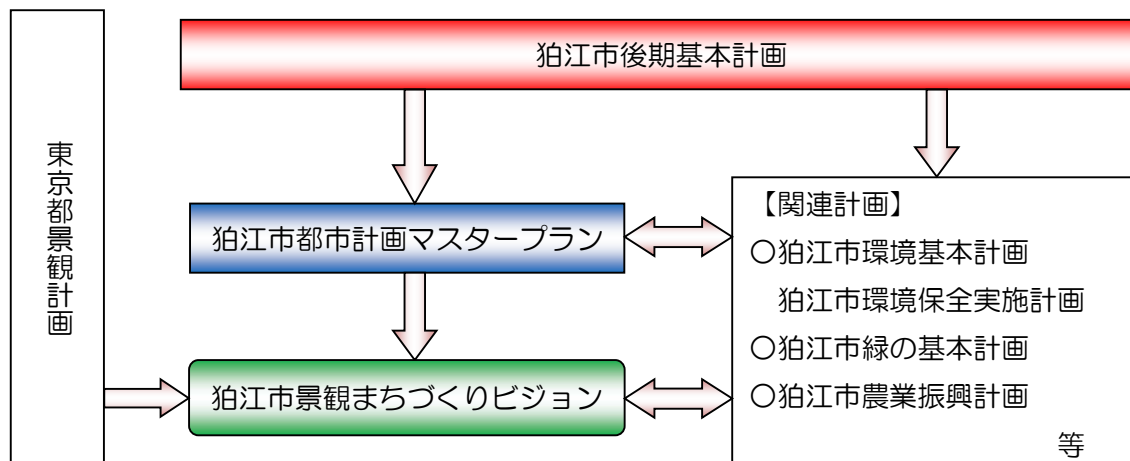
日々の暮らし
周囲との関わり

<心象的な景観>



(2) 狛江市景観まちづくりビジョンの位置づけ

本ビジョンは、「狛江市後期基本計画」に則し、「狛江市都市計画マスタープラン」を上位計画として、狛江市環境基本計画等の関連する計画や施策と連携しながら、狛江市における良好な景観形成についての方針となるものと位置づけます。



また、本ビジョンの計画期間は、狛江市都市計画マスタープランと合わせ、平成28年度から平成43年度までとし、まちづくりを取り巻く社会経済状況の変化により、適宜見直しを行うものとします。

(3) 上位・関連計画

狛江市景観まちづくりビジョンを策定するにあたり、上位・関連計画における狛江市の景観に関連する内容を整理します。

① 東京都景観計画

狛江市は、基本的に東京都景観計画で定める「一般地域」に該当しますが、東野川の一部は、景観基本軸の1つである「国分寺崖線景観基本軸」区域の範囲に指定されています。また多摩川周辺については、「多摩川・国分寺崖線軸」に設定されており、多摩川軸については、具体的な区域指定はないものの、景観形成の要素としての役割を強めていくことが重要である、とされています。

また、建築物の形態や色彩の制限については、一般地域における色彩基準が適用され、屋外広告物については周辺と調和のとれた表示等を行うこととされています。

② 狛江市後期基本計画

狛江市後期基本計画では、まちづくり施策の一つとして、多摩川や野川に代表される水と緑をはじめとした自然的要素や、泉龍寺やむいから民家園、古墳等の歴史遺産などといった良好な景観を構成する多くの資源について、市民の協力を得ながら保全・活用していくものとしています。

③ 狛江市都市計画マスタープラン

狛江市都市計画マスタープランでは、「狛江らしい文化を育むまちづくりの方針」の一つとして、「狛江らしい都市景観の保全と創出」が掲げられており、農地・樹林地・河川・水路などからなる潤いのある景観や、低層住宅を中心とした緑豊かな住宅地の景観など、狛江市ならではの都市景観の保全を図ることとされています。また、都市施設や公共公益施設の整備においては、周辺環境と調和した狛江らしい都市景観の創出を図ります。さらに、建築や開発などの事業については、良好な都市景観の形成に繋がるように誘導するものとしています。

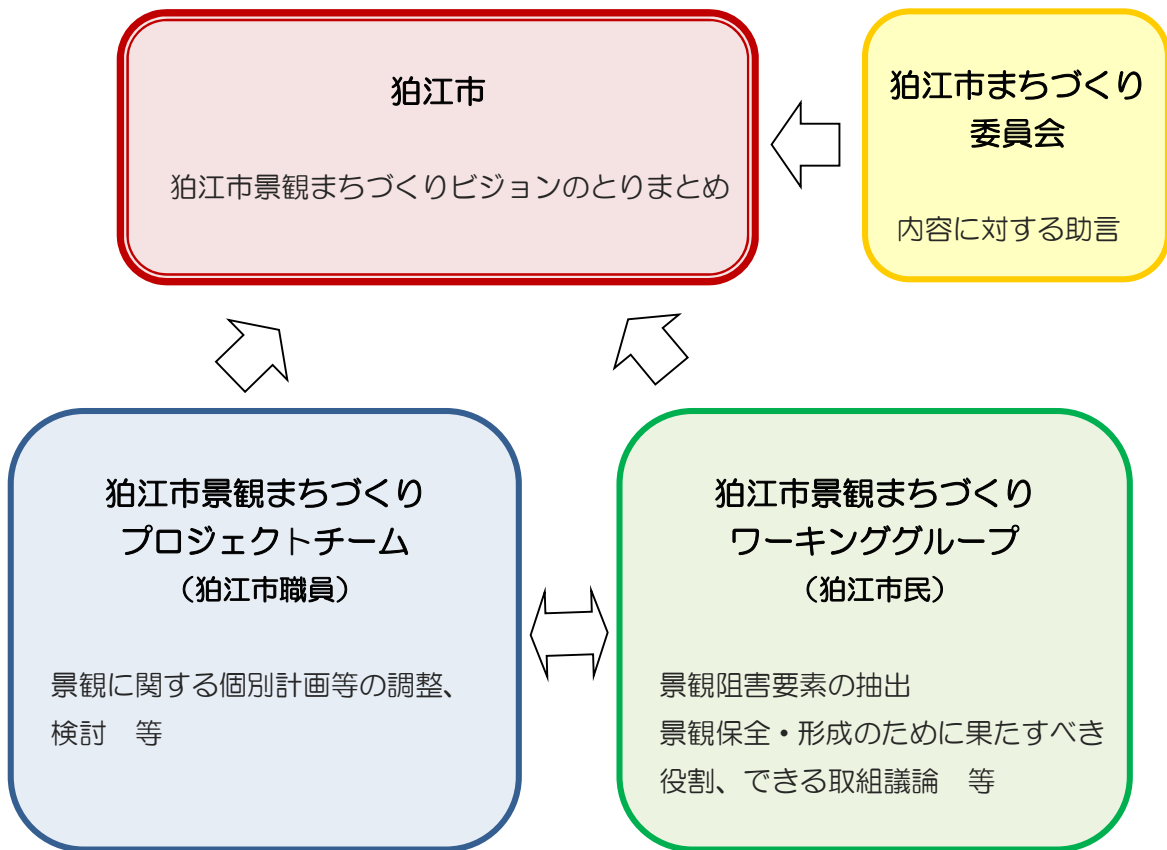
4 狛江市景観まちづくりビジョンの策定体制

狛江市では狛江らしい景観形成を目指し、市民・行政の両方の視点で景観特性や眺望、景観課題、景観阻害要素等を検討するため、「狛江市景観まちづくりワーキンググループ」及び「狛江市景観まちづくりプロジェクトチーム」を設置しました。

ワーキンググループでは、市民の視点で、緑・水・歴史的資源や景観を阻害する要素の抽出のほか、景観保全・形成のために果たすべき役割、できる取組等についても議論を行いました。

また、プロジェクトチームは、景観に関わる施策を担当する課の職員で構成され、景観に関する個別計画等について、調整及び検討を行いました。

これらの検討結果を踏まえ、狛江市まちづくり委員会から助言をいただきながら、「狛江市景観まちづくりビジョン」をとりまとめました。



第1章 景観まちづくりの基本方針

1 狛江市の景観の歴史的経緯

かつての狛江市の水域は上流部の多くの小川と中流部の川、そして下流部の河川というように地形に沿って形成されていました。北側の市境に入間川があり、市内を旧野川が北から南に、六郷用水が西から東に流れていました。さらに、旧清水川や水路網が狛江市南部を流れ、多摩川沿いには湿地等の低地が広がっていました。



また、古くから豊かな自然を利用した人の営みが見られる土地で、明治22年頃は、人口約2千人の近郊農村でしたが、昭和2年の小田急線開通により、移入者が次第に増え、昭和27年の町制施行頃から首都圏の郊外住宅地として開発が進んでいきました。昭和40年代に入ると旧野川の付け替え、六郷用水や水路網の埋立て、低地の水田や湿地の宅地化等により、身近な水辺の大部分は失われ、農地や樹林地も減少してしまいました。



このように、狛江市の景観は変化しつづけていますが、現在もお多摩川と野川を中心に、水と緑と調和した住宅地となっており、自然環境や遺跡等の歴史的資源と調和したにぎわいのある豊かな風景が広がっています。



2 狛江市の景観特性と課題

景観まちづくりビジョンを策定するにあたり、市民の景観形成に関する意識調査を実施しました。また、ワーキンググループにおいても、狛江市の景観特性について議論を行いました。

その中で出された「残したい景観」や「改善したい景観」を踏まえ、狛江市の景観を考える上での課題を以下のように整理します。

(1) 残したい景観

○多摩川や野川の特徴的な水辺景観

狛江市の南側境を流れる多摩川は、生物の生息・生育の場としての重要な水辺空間であるとともに、スポーツ・レクリエーションの活動の場として、多くの人々が利用する開放的な空間となっています。また、狛江市の北東部を流れる野川沿いは、野鳥が飛来する、良好な水辺の散策空間として、広く市民に親しまれています。

【ワーキンググループ及び市民意識調査で出された景観特性】

- ・多摩川沿いや野川沿いの桜並木や草花のある風景、多摩川五本松
- ・野川に飛来するカワセミ
- ・多摩川土手からの眺望（富士山、夕景）
- ・狛江水辺の楽校

⇒狛江市の大きな自然景観資源である、これらの水辺の景観を保全していくための取組が必要です。

○まちなかにおける多彩な緑

狛江市のまちなかには、公園等の緑のほか、樹林地や農地、多摩川や野川の水辺の緑、住宅・民有施設及び公共施設の植栽、幹線道路の街路樹など多彩な緑が存在し、潤いのある空間が形成されています。

【ワーキンググループ及び市民意識調査で出された景観特性】

- ・六郷さくら通り、狛江通り花木の街路樹
- ・日枝神社の大イチョウ
- ・都市農業を営む畑や農園
- ・公共施設の敷地や民有内の樹木（市役所前ヒマラヤ杉、あいとぴあセンター前の桜）
- ・野川緑地公園、多摩川緑地公園、岩戸川緑地公園等のまとまった緑



⇒これらのまちなかの緑を保全するとともに、街路樹や宅地内の緑など、より一層様々な部分で、緑を増やしていく工夫が求められます。

○水や緑と一体になった歴史的・文化的資源

市内には、社寺林などの緑と一体になった歴史的・文化的資源が多く存在し、生活に彩りを感じさせる、狛江市らしい個性ある景観を創出しています。

【ワーキンググループ及び市民意識調査で出された景観特性】

- ・伊豆美神社、八幡神社等の歴史と社寺林
- ・狛江弁財天池特別緑地保全地区（竹林、泉龍寺の森と湧水池）
- ・古民家むいから園
- ・狛江古墳群



⇒これらの貴重な資源をより多くの市民に周知するとともに、市民共有の財産として大切に保全し、景観まちづくりに活用していくことが必要です。

○狛江市の顔となる駅前景観

狛江駅は1日の乗降客数が4万人を超え、路線バスのターミナルとなっていることから、数多くの人が集まる、狛江市の玄関口と言える場所です。また、狛江駅北口ロータリーに面して、弁財天池特別緑地保全地区の竹林が見られるなど、特徴的な景観を有しています。

【ワーキンググループ及び市民意識調査で出された景観特性】

- ・狛江駅前バスロータリー
- ・弁財天池特別緑地保全地区がある緑豊かな駅前



⇒多くの人を迎え入れる狛江市の玄関口として、駅前のにぎわいを保ちながらも、狛江市らしさを感じる、落ち着きと品格のある景観を形成していく必要があります。

(2) 改善したい景観

○落ち着いたあるくらしの環境にそぐわない景観

狛江市は、低層住宅を中心とした住宅都市として発展してきたことから、市域の多くが閑静な住宅地となっています。

【ワーキンググループ及び市民意識調査で出された課題】

- 周辺に調和していない色合いやデザインの建物
- 放置された空家や空地
- 住宅地における大きなコンクリート塀やブロック塀
- 住宅地における無機質な駐車場
- 電柱や道路上空を横断する電線
- 管理が行き届かず、さびや汚れが目立つガードレール
- 無秩序に掲出された看板
- 道路・河川等の人工物



⇒落ち着いたあるくらしの環境にそぐわない景観として、周辺に調和していないデザインの建物や無機質な駐車場、道路上空を横断する電線などがあげられており、住宅地にふさわしい、潤いのある景観にしていく必要があります。

○薄れつつあるまちの記憶

狛江市は、都市農業が営まれている農地や屋敷林などの資源にも恵まれています
が、近年は、住工混在地区における開発の進行等により、これらの貴重な資源が時
間の経過とともに、徐々に姿を変え、まちの記憶が失われつつあります。

【ワーキンググループ及び市民意識調査で出された課題】

- ・ 故郷を思わせる狛江のまちの魅力喪失
- ・ 児童たちに早くから景観資源に親しんでもらう機会がない

⇒これらの貴重な資源を保全し、故郷を思わせるまちの魅力を次の世代に継承
していくことが必要です。

○ポイ捨てや放置自転車

様々な取組により改善は見られるものの、ごみやタバコのポイ捨てや駅周辺に放
置された自転車など、良好な景観を台無しにしている事例も見られます。

【ワーキンググループ及び市民意識調査で出された課題】

- ・ 道路に無造作に捨てられたごみや
タバコ
- ・ 駅周辺に放置された自転車



⇒景観に対する意識と関心を高め、市民・事業者・狛江市等の協働により、良
好な景観を維持していくことが必要です。

3 対象区域

狛江市景観まちづくりビジョンの対象区域は、狛江市全域とします。

その中で、上位・関連計画や市民意識調査結果などを踏まえ、狛江市の顔となる、①狛江駅周辺エリア、②野川エリア、③多摩川エリア、の3エリアを「景観形成重点地区」に指定します。

景観形成重点地区では、各地区にふさわしい景観形成を推進するため、エリアごとの特性に応じた色彩の手引きにより色彩を誘導します。また、その他エリアについても、「一般地区」として、東京都景観計画に則り、自然環境や周辺環境と調和する景観の形成を目指します。

(1) 景観形成重点地区

狛江駅周辺エリア

狛江駅周辺は、多くの市民が集まり、また小田急線を利用して狛江市を訪れる人が初めて目にする「玄関口」とも言えるため、狛江市のシンボリックな景観を目指します。

② 野川エリア

東京都景観計画において「国分寺崖線景観基本軸」に指定されているエリアであり、崖線と連続した緑豊かな景観を保全する必要があります。このため、野川は狛江市北部の潤いのある景観軸として、野川緑地公園や岩戸川緑地公園等の緑の景観軸をベースに、野川や周辺地域と調和した景観に誘導します。

③ 多摩川エリア

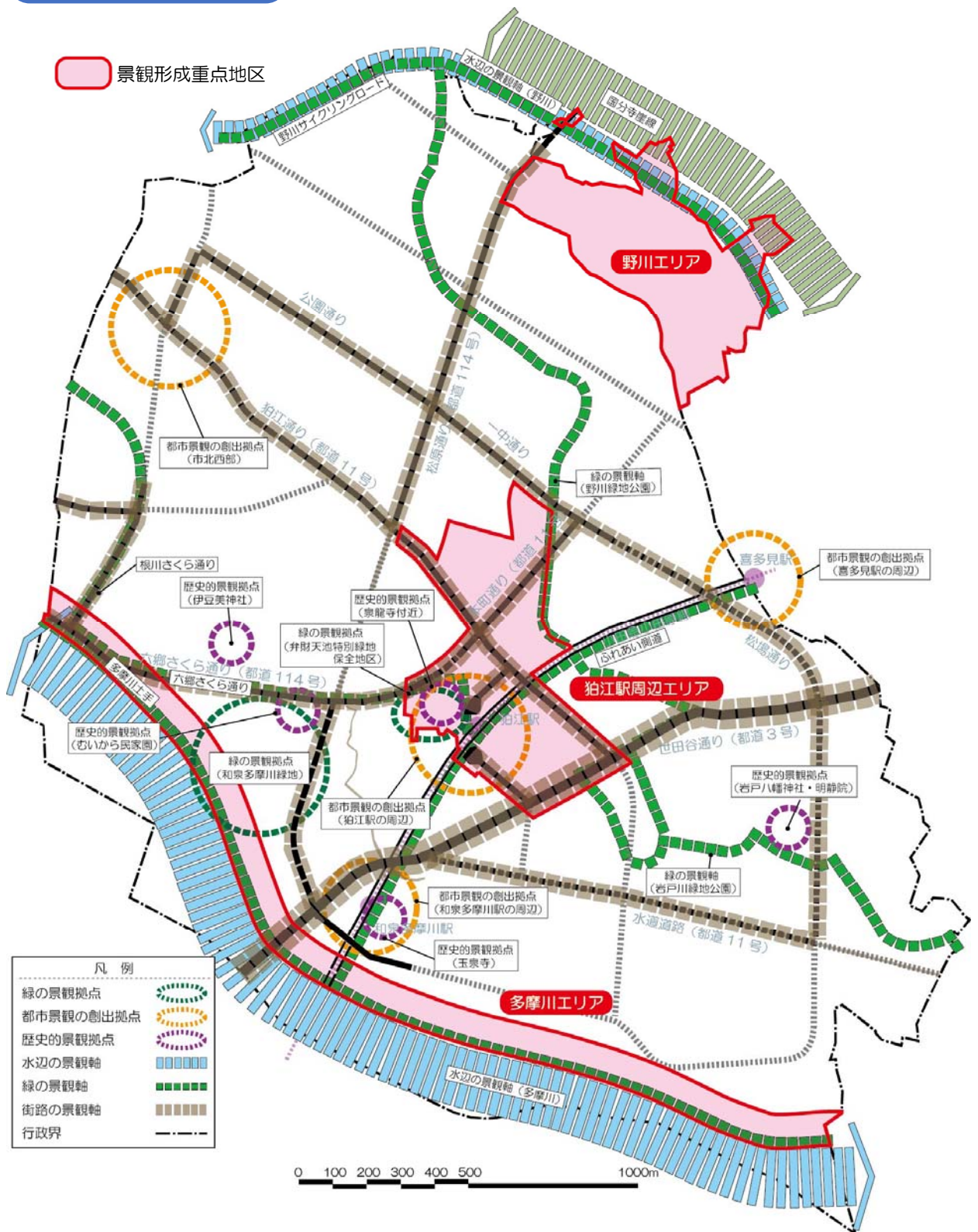
東京都景観計画において「多摩川・国分寺崖線軸」として設定されており、多摩川軸は具体的な区域指定等を行われていないものの、市民のみならず市外からもレジャーやレクリエーションを目的とした来訪者を集めていることから、現状の河川環境を保全し、流域全体として統一感のある、親しみの持てる見晴らしのよい景観に誘導します。

なお、多摩川エリアは、多摩川堤防から100mの範囲とします。

(2) 一般地区

景観形成重点地区以外の区域については、一般地区とし、景観拠点や景観軸等をネットワークでつなぐ景観づくりを進めます。

景観区域区分図



※ベース図は都市計画マスタープラン「景観まちづくり方針図」

4 景観まちづくりの方針

(1) 景観まちづくりの将来ビジョン

狛江市都市計画マスタープランに定められた将来都市像「私たちがつくる水と緑のまち」を目指し、景観まちづくりの将来ビジョンを次のように定めます。

環境に配慮し、地域資源を活用した
にぎわい・歴史・文化を感じる景観まちづくりの実現

(2) 基本方針

将来ビジョンの実現のため、以下の4つの景観まちづくり基本方針を定めます。

《基本方針1》環境に配慮した景観づくり

狛江らしい景観を、市民等の中で共有できるよう、景観を構成する重要な骨格である水辺、緑、農、街路等で地域をつなぎ、守り育てます。

《基本方針2》にぎわい、交流を活性化させる景観づくり

狛江駅周辺を中心に、ユニバーサルデザインに配慮した都市景観を整備し、誰もが暮らし続けられる狛江市の顔にふさわしい景観づくりを目指します。また、市民等が広く興味を持つイベント等を通じて、子どもや若い世代が地域を担う仕組みづくりを進めます。

《基本方針3》歴史的・文化的資源を活かした彩りのある景観づくり

泉龍寺、むいから民家園、古墳等良好な景観を構成する重要な歴史的・文化的遺産や伝統行事、祭事等を守り育み、生活に彩りを感じられる狛江らしい個性ある景観づくりを進めます。また、市内の歴史的・文化資源を市民等に周知し、市民の共有資産として、保全についての市民等の意識を高めます。

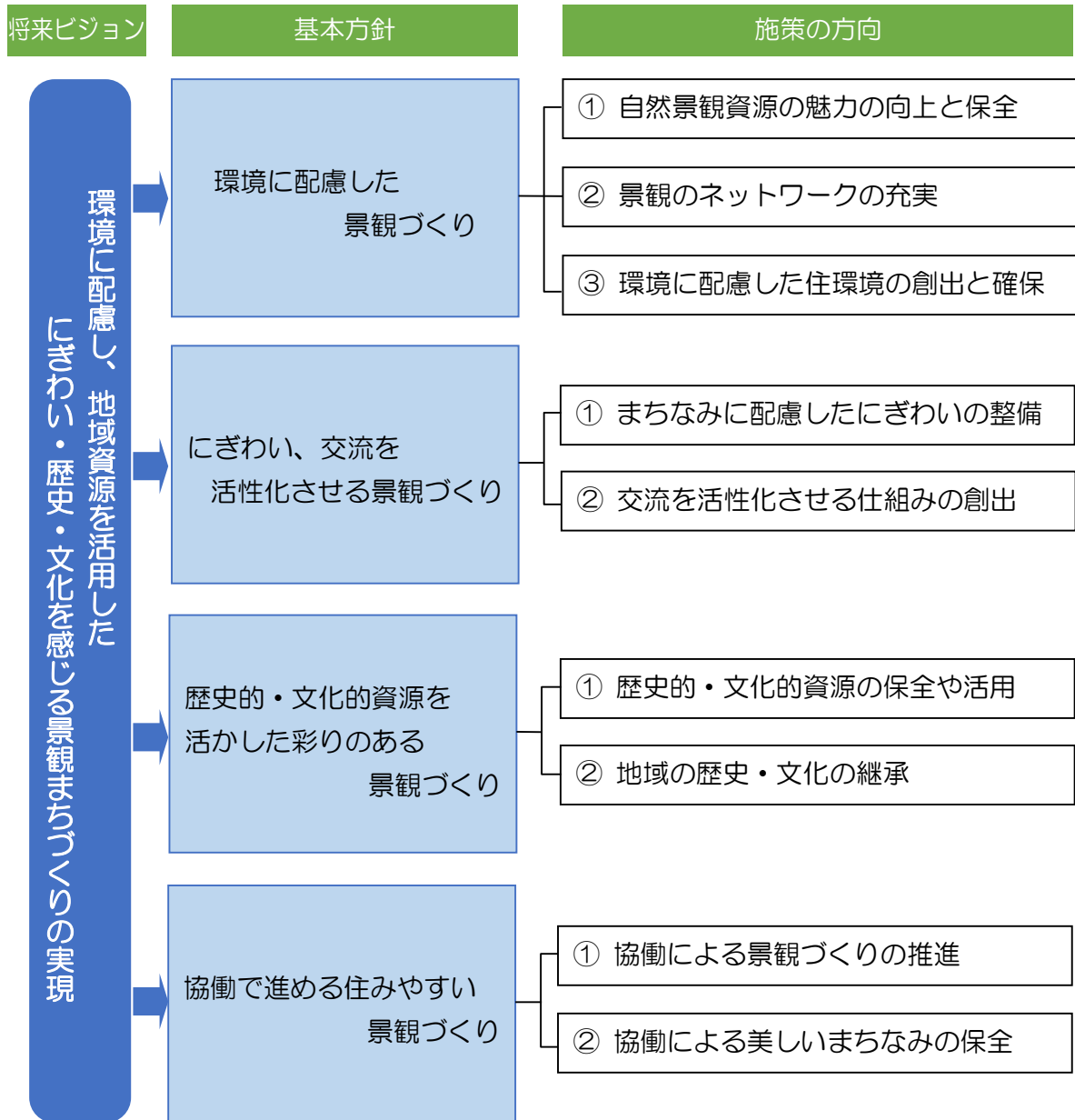
《基本方針4》協働で進める住みやすい景観づくり

市民、事業者、市等全ての主体が、それぞれが景観づくりのために果たすべき役割を自覚し、良好な景観を阻害する放置自転車、違反屋外広告物の防止・撤去、歩きたばこやごみのポイ捨て対策等に協働で取り組む景観づくりを推進します。

第2章 景観まちづくりの推進

1 景観まちづくりの方針の体系

先に掲げた4つの基本方針に対し、次のような景観まちづくりの施策の方向を目指します。



2 景観まちづくりの施策の方向

(1) 環境に配慮した景観づくり

① 自然景観資源の魅力の向上と保全

- 多摩川、野川をはじめとする水辺空間や緑空間をより身近に感じられる取組を推進します。
- 緑の景観拠点である狛江弁財天池特別緑地保全地区や前原公園等の、市民協働による保全を推進します。
- 緑の景観の重要な構成要素である農地や樹林地の保全手法を広く検討します。

② 景観のネットワークの充実

- 緑の景観拠点、水辺の景観軸や緑の景観軸、街路の景観軸等をつなぎ、景観のネットワークの充実に取組みます。
- 景観資源や景観のネットワークをマップ等にまとめ、市民等に周知し、景観に対する市民等の意識を高めます。
- 民有地に対する緑化補助等を通じた緑のネットワークの形成を推進します。

③ 環境に配慮した住環境の創出と確保

- 狛江市まちづくり条例や狛江市緑の保全に関する条例により、民有地緑化等を進め、環境に配慮した住宅地の形成を推奨します。
- 市民農園や体験農園等により、農業と触れ合う機会を提供することで、農地の保全を図ります。

(2) にぎわい、交流を活性化させる景観づくり

① まちなみに配慮したにぎわいの整備

- 中心拠点である狛江駅周辺については、狛江の顔にふさわしい景観形成を図り、地域交流拠点である喜多見駅周辺、和泉多摩川駅周辺及び慈恵医大第三病院周辺については、地域特性に応じた景観を推奨し、多くの人々が集い、交流する都市景観形成を図ります。
- 自転車走行空間や歩行空間の設置、道路に面した敷地部分へのオープンスペースの確保等ユニバーサルデザインに配慮した誰もが安心・安全に移動できる都市景観の形成を図ります。
- 屋外広告物、窓面広告物等は、周辺環境と調和のとれたものとなるよう景観形成を図ります。
- 公共公益施設の整備に当たっては、地域の景観を先導する人々が集まり交流するコミュニティづくりの場としての充実を図ります。

② 交流を活性化させる仕組みの創出

- 季節の行事や風物詩等による人々の交流により、地域の絆を深め、笑顔あふれる景観づくりを進めます。
- 各種イベントにより人々の交流を促し、各景観拠点を活用することで人々が集う機会を創出します。
- より良い市民生活の実現に向け、地域課題の解決に取り組みたい市民及び市民活動を支援するための活動拠点である狛江市市民活動支援センターを通して、取組の充実を図ります。
- 高齢者及び障がい者の地域の活動場所、認知症高齢者やその家族、介護者も含めた交流の場等を検討します。



(3) 歴史的・文化的資源を活かした彩りのある景観づくり

① 歴史的・文化的資源の保全や活用

- 市内に点在する社寺仏閣や遺跡等を散策コースとして設定することなどによりネットワーク化し、市民の愛着や誇りのよりどころとして、景観の熟成を図ります。
- 市民協働により、歴史的・文化的資源の背景を視野に入れながら、保全や活用を図ります。
- 歴史的・文化的資源をマップ等にまとめ、市民等に周知し、景観に対する市民等の意識を高めます。

② 地域の歴史・文化の継承

- 地域で守り育まれている水と緑とともに歩んできた、狛江の歴史・文化を、次世代に継承します。
- むいから民家園等に残る暮らしの営みを伝える田園風景の保全に努め、次世代に伝える景観の熟成を図ります。



(4) 協働で進める住みやすい景観づくり

① 協働による景観づくりの推進

- ・市民、事業者、市等それぞれが景観づくりの担い手であることを自覚し、無秩序な開発行為を抑制し、周辺地域の景観特性を踏まえ、建築物の高さ、形態、意匠、色彩等に配慮した景観形成を図ります。
- ・国分寺崖線や多摩川周辺については、色彩や形態・意匠等、周辺の水辺や緑の存在感に配慮したデザインを推奨します。
- ・地区まちづくり活動やテーマ型まちづくり活動を促し、市民発意のまちづくりを推進します。
- ・住工混在地区等、景観特性の異なる地域の調和を図り、バランスのとれたまちづくりを目指します。

② 協働による美しいまちなみの保全

- ・多摩川統一清掃や野川美化清掃等の地域における清掃・美化活動を促進します。
- ・周囲の景色に調和しない屋外広告物の禁止、ごみのポイ捨ての防止、放置自転車対策の積極的な取組等の市民協働による地域活動を推進し、まちの美化を進めます。

3 狛江市景観まちづくりビジョンの運用

景観まちづくりの将来ビジョンと施策の方向は、各種関連計画で実施する施策により、実現を目指します。また、狛江市景観まちづくりビジョンは、狛江市まちづくり条例と一体的に運用します。なお、景観法に基づく東京都への届出は、狛江市景観まちづくりビジョンの届出とは別に行ってください。

(※) 狛江市まちづくり条例

狛江市まちづくり条例は、「いつまでも安心して住み続けられるやすらぎのあるまち」づくりを実現するための道すじとして定められています。そのため、土地の利用にあたっては高い公共性が優先されるとの基本認識に立ち、良好な環境を形成するよう努める必要があり、建築物の計画にあたっては、狛江市まちづくり条例の目的を尊重し、景観に配慮するよう求めています。例えば、狛江市まちづくり条例指導基準においては、準工業地域における敷地面積 500 m²以上の集合住宅について、地域の住環境維持改善のため、原則として住居系用途地域内の建築物に適用される高さの制限に適合したものと努めるものとしています。

第2編 ガイドライン編

第1章 色彩

1 色彩ガイドラインの考え方

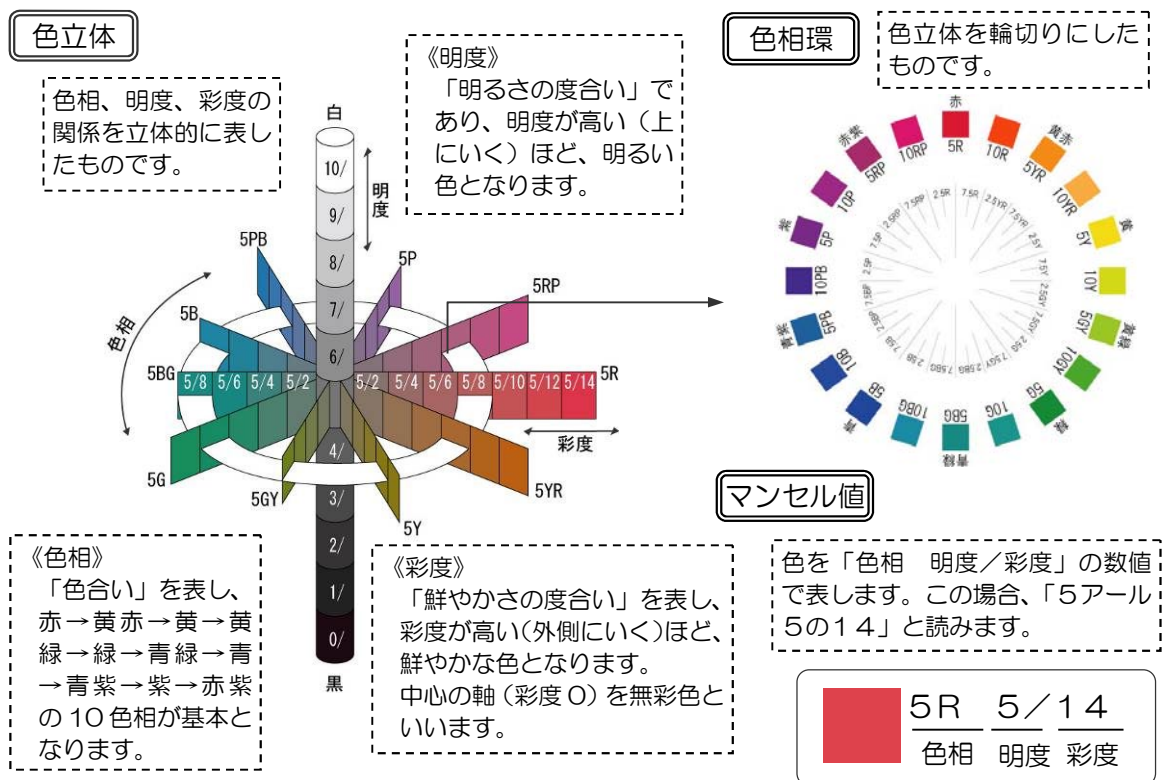
(1) 色彩ガイドラインの位置づけ

色彩ガイドラインは、景観づくりの大切な要素の一つである建築物等の色彩に関し、狛江の地域の個性を活かした色彩景観の形成を進めていくための手引書となるものです。

(2) 色の表現

色の表現は、“赤”、“黄”、“青”などの色名で表しますが、これに“明るい”や“暗い”などの形容詞を付けても、人によってイメージする色は異なります。そこで、客観的な尺度による表現方法として、「マンセル表色系」が多く用いられています。本ビジョンにおいても、上位計画である東京都景観計画にあわせ、JISでも採用されている「マンセル表色系」により、色彩を表現することとします。

マンセル表色系は、1つの色を「色相」「明度」「彩度」の3つの属性について、記号と数値による「マンセル値」で示します。

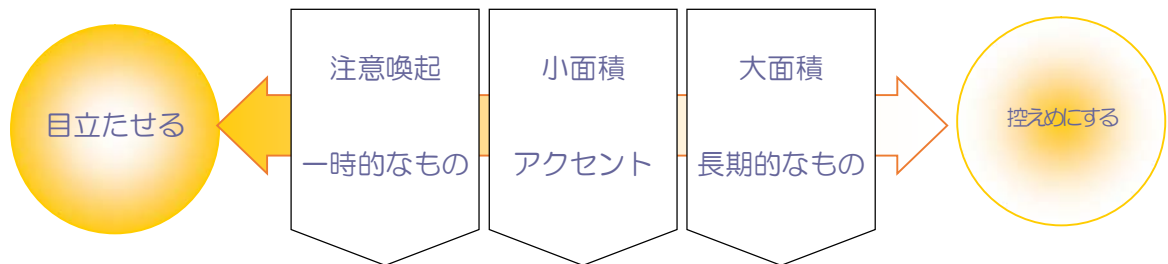


※この冊子では、できるだけ正確に色彩を表現するよう努めました。印刷による色表現のため、実際のマンセル値とは異なる場合があります。

① 目立たせる色・控えめにする色

色彩は、景観を構成する重要な要素であり、景観における秩序を保つためには、「目立たせる色」と「控えめにする色」を使い分ける必要があります。

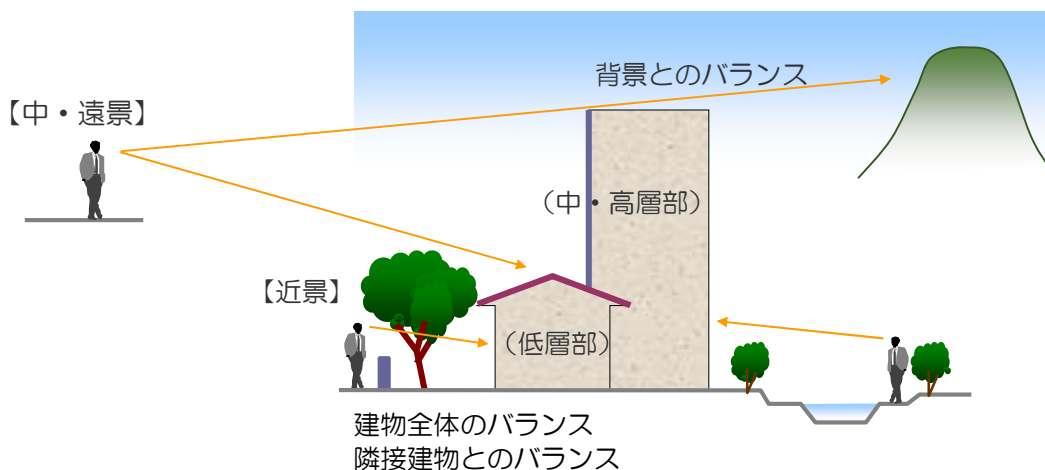
例えば、交通標識など、遠くからでも注視性が求められるものは目立たせる色使いが必要である一方、建築物や土木構造物など大きな面積のものは、それだけで存在感があるため、控えめな色使いにすることを原則とします。



② 周囲の色彩との調和

建築物の色彩を考える際は、建築物等の背景や前面に広がるその地域の色（環境色彩）を踏まえ、周辺環境との調和に配慮する必要があります。

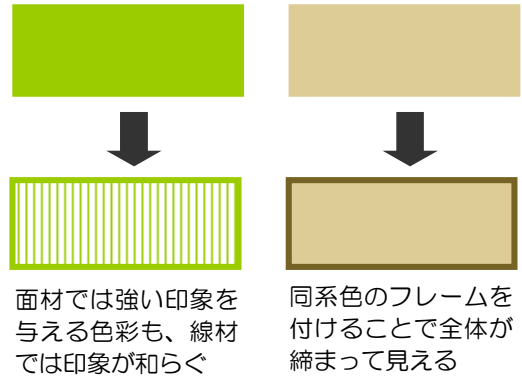
このとき、人の見る位置と見る対象物間の距離（近景・中景・遠景）を意識することが必要です。近くで見る（近景）場合は、建物の建具や部材の色なども目に映りますが、中・遠景であれば、外壁全体や屋根の色など、建物の色を大枠で捉えることになり、どの距離からの視線を重視するかを考え、周囲の色彩との調和に配慮します。



③ 規模や形状と色彩の関係

建築物や工作物の色彩については、対象施設の規模や形状によっても印象が大きく異なります。

また、同系色（色相が類似の色彩）を組合せることにより、全体的なバランスがとれ、単調さや威圧感も軽減することができます。

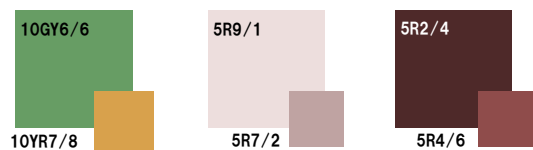


④ 色彩の組合せ

建築物等と周辺環境の色彩との調和に加え、建物単体で見た場合の色彩のバランスにも配慮することが求められます。

色彩の組合せの方法として大きく2つがあり、「類似調和」は色調の近い色の組合せによって調和させる手法で、穏やかで落ち着いたイメージになります。一方、「対比調和」は対照的な色相や彩度差、明度差の大きい色を組合せる手法であり、強調されたイメージになります。

【類似調和】



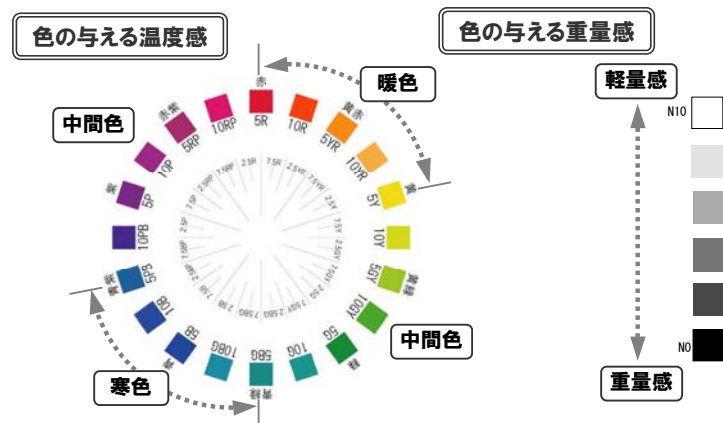
【対比調和】



⑤ 色の持つ感情効果

人は色から様々なイメージを受けますが、その一つが色の持つ「温度感」です。一般に言われる「暖色」は人に元気を与え、親しみの持てる色彩であり、赤（R）から黄（Y）程度の色を言います。その反対の「寒色」は、青緑（BG）から青紫（PB）程度の色を言います。

また、人は色によって「重量感」を感じる場合があります。例えば、明度の高い白（W）は見た目に軽いイメージを与えるのに対し、逆に暗く、明度の低い黒（B）は重たいイメージを与えます。



2 色彩ガイドライン

(1) 地域区分と色彩の手引き

① 基本的な考え方

狛江らしい色彩景観を形成するためには、建築物等の独自性を活かしながら、地域の特徴的な景観資源や周辺の自然景観との調和を図ることが重要です。

狛江市は、豊かな水辺環境と緑に包まれた良好な住環境が広がっており、このような自然と共存する豊かな自然景観に違和感を与えないよう、周囲の景観から突出するような高彩度の色を抑制し、地域特性に応じた色彩を使用することで、狛江らしい色彩景観の創出と保全を図る必要があります。

本ガイドラインで示す色彩の手引きは、建物等における色彩選定のよりどころとしていただくものです。ただし、着色を施していない自然素材は除くものとします。

② 地区区分

本ガイドラインでは、景観形成重点地区は、市内の色彩調査を行った結果をもとに、それらの地域特性から色彩の範囲を定めています。また、一般地区については、東京都景観計画における一般地域の色彩に準じることとします。

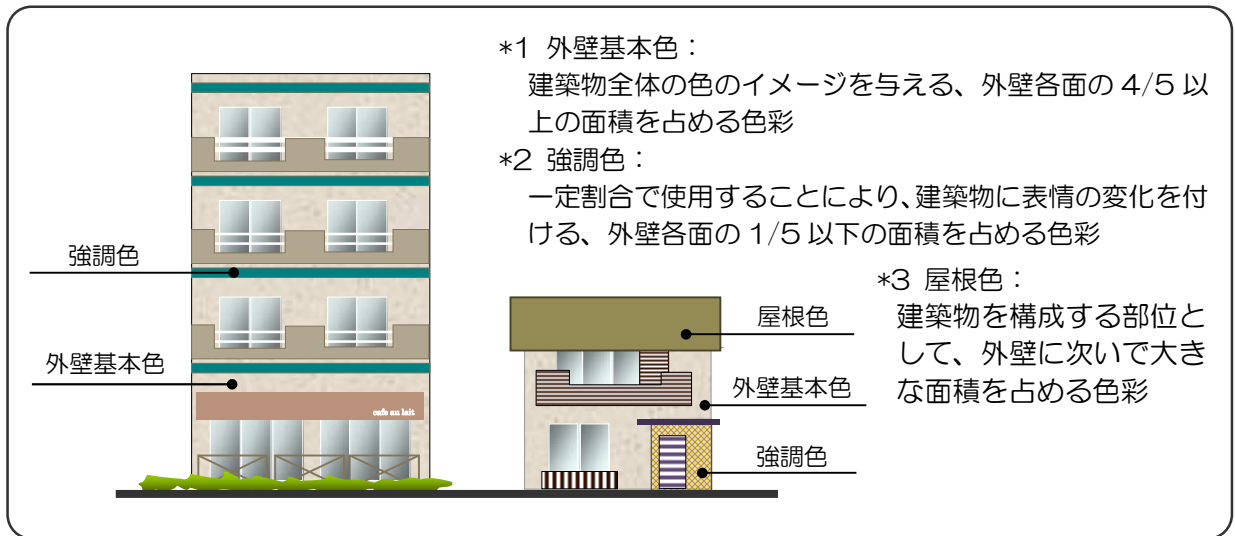
ただし、地区計画で色彩基準が定められている場合や他の法令等に基づいて定められた基準や指針等がある場合は、それらを優先するものとします。

【地区区分】

地区名	
(1) 景観形成重点地区	① 狛江駅周辺エリア
	② 野川エリア
	③ 多摩川エリア
(2) 一般地区	

③ 色彩の手引きの適用範囲

色彩の手引きの適用部位と面積は、以下のとおりとします。



■ 東京都景観計画における一般地域の色彩

狛江市は、市域のほとんどが東京都景観計画における一般地域とされ、その色彩基準による使用可能色の範囲は以下のとおりとなっています。

基準の適用部位・面積	色相	明度	彩度
外壁基本色	OR~4.9YR	4以上 8.5 未満の場合	4以下
		8.5 以上の場合	1.5 以下
	5.0YR~5.0Y	4以上 8.5 未満の場合	6以下
		8.5 以上の場合	2以下
	その他	4以上 8.5 未満の場合	2以下
		8.5 以上の場合	1 以下
強調色	OR~4.9YR	—	4以下
	5.0YR~5.0Y		6以下
	その他		2以下

(2) エリア別色彩の手引き

① 狛江駅周辺エリア

狛江駅周辺エリアは、落ち着いたある YR 系や Y 系を中心とした色彩でまとまっています。多くの人を迎え入れる狛江市の顔として、明るく、温かみの感じられる良好な景観を維持していくため、外壁基本色は、彩度を抑えた暖色系(YR 系、Y 系)の色相を基本としていくことが求められます。

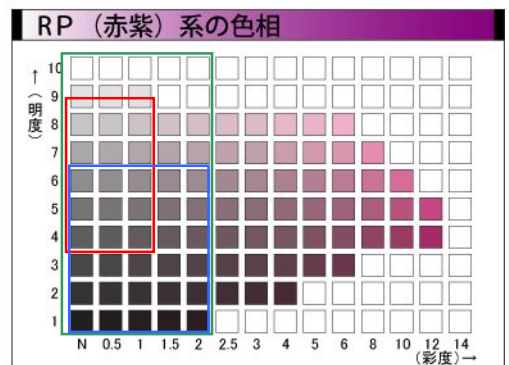
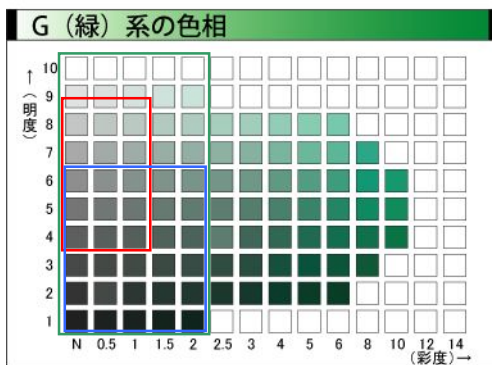
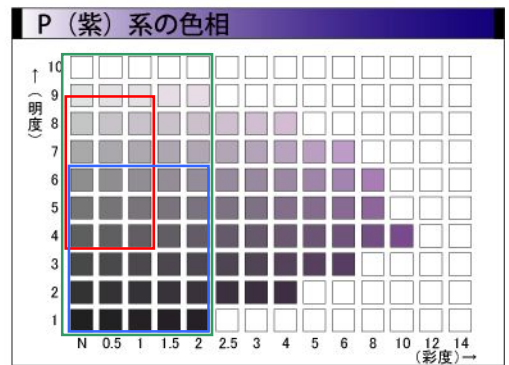
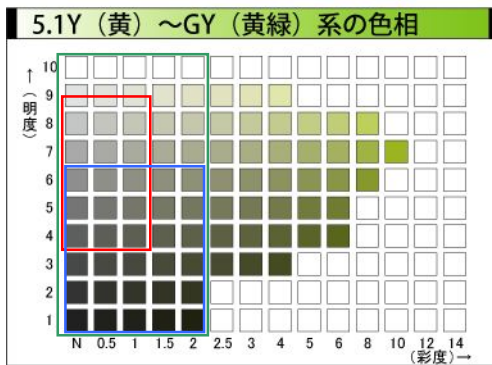
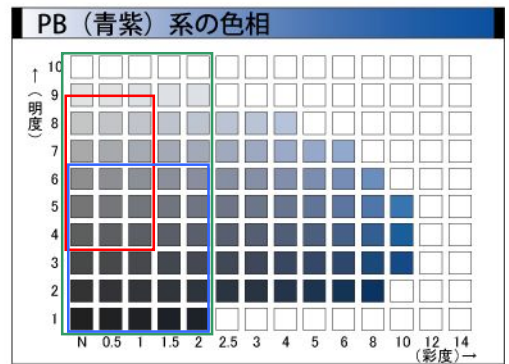
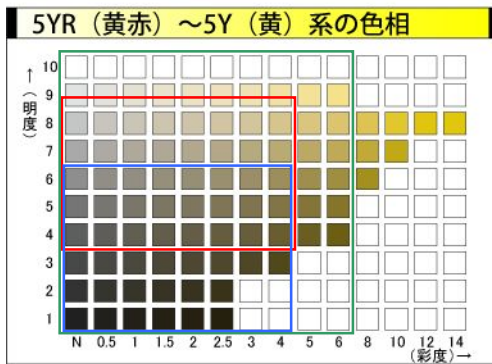
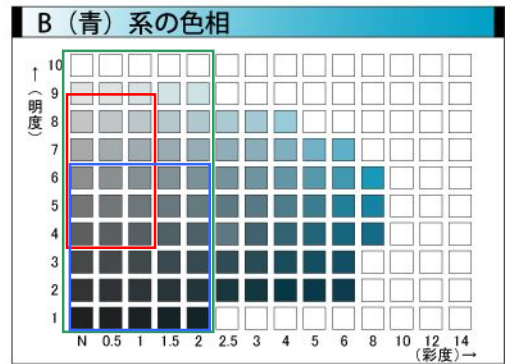
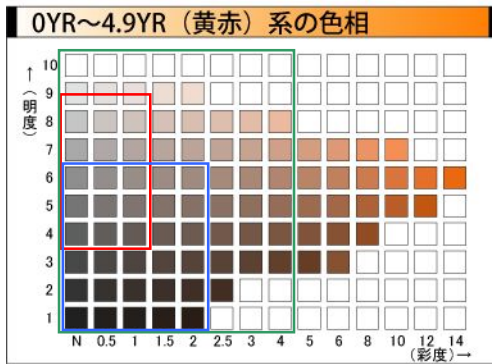
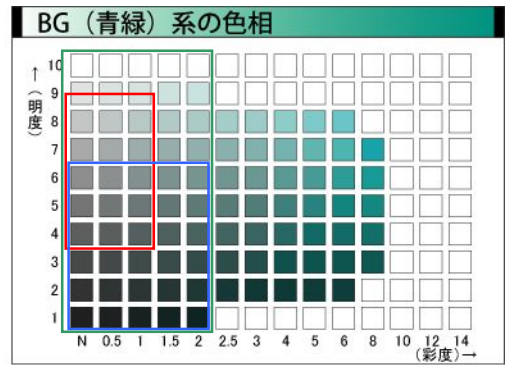
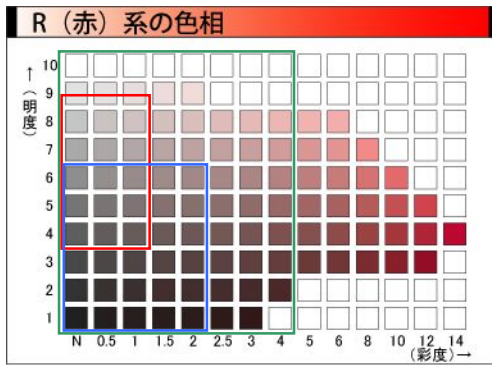
駅前広場に面した部分は、中層の業務商業施設が中心であり、地上階（又は2階まで含む）とそれ以上の階で、YR 系や Y 系で明度や彩度の異なる2つの色彩を用いて、建物の表情に変化を付けている事例が多く見られます。このように、空が背景となる中層部は低彩度・中明度の色を使用し、低層部にやや色味の強い色彩を用いた、変化のある色彩を推奨します。

駅前広場に隣接する弁財天池特別緑地保全地区には雑木林や竹林など、都市空間における貴重な緑が多く残されており、外壁基本色に加え、低層住宅等における屋根色についても明度と彩度を抑えることで、四季によって変化する自然の色彩との調和を図ります。



基準の適用部位	色相	明度	彩度
外壁基本色	5.0YR~5.0Y	4 以上 8.5 未満	4 以下
	その他		1 以下
強調色	OR~4.9YR	—	4 以下
	5.0YR~5.0Y		6 以下
	その他		2 以下
屋根色	5.0YR~5.0Y	6 以下	4 以下
	その他		2 以下

- 外壁基本色
- 強調色
- 屋根色



② 野川エリア

東野川三・四丁目のうち、国分寺崖線を背景とした景観を有する場所は一部に限定されるものの、まとまりのある住宅地に相応しい、穏やかな暖色系の色彩としていくことが求められます。

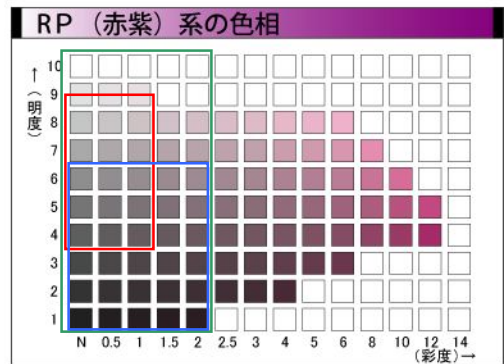
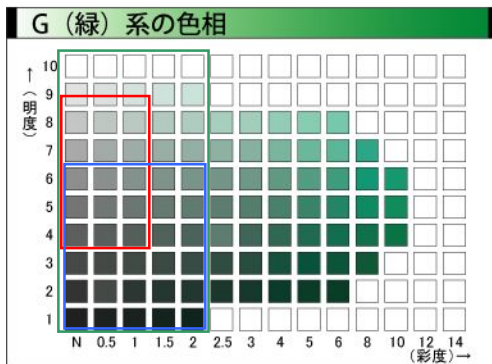
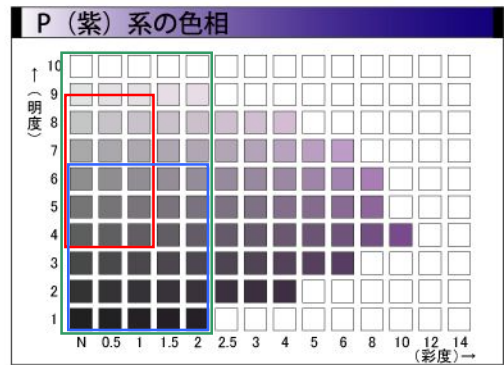
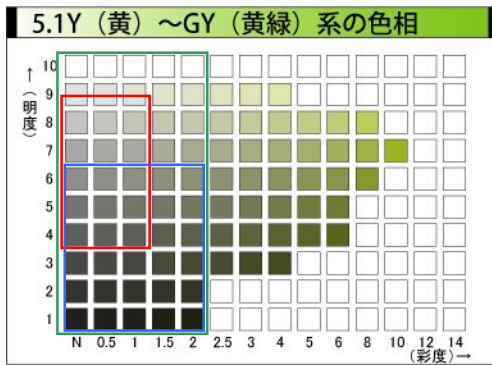
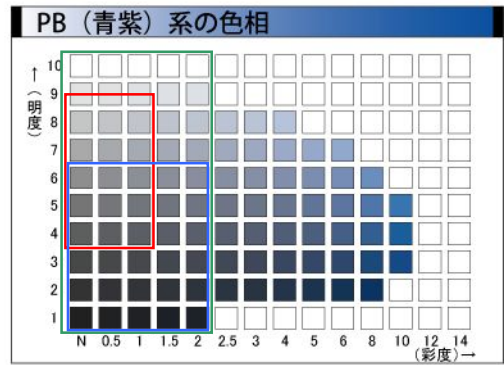
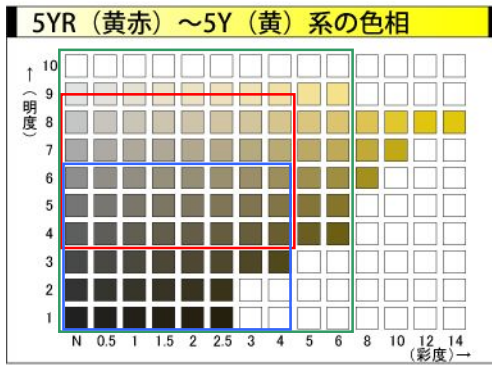
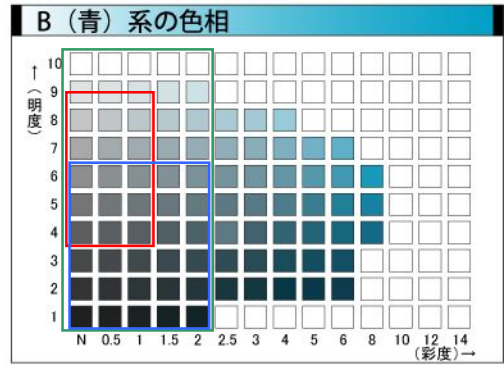
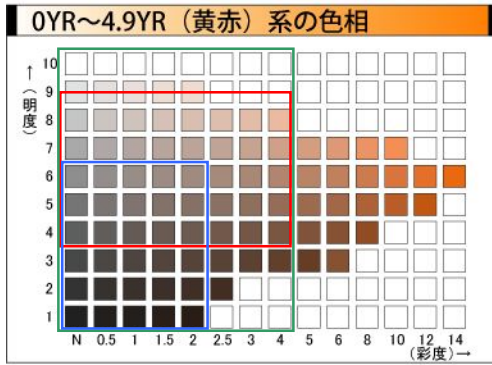
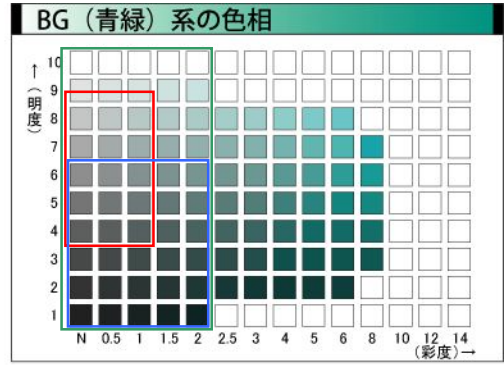
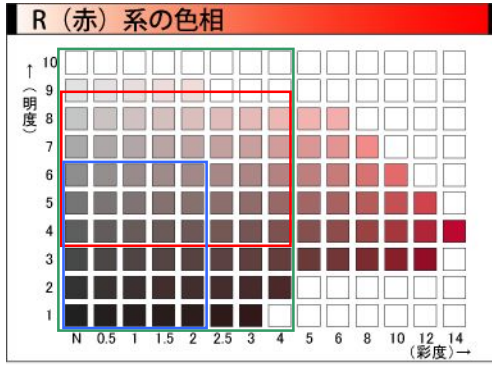
外壁基本色は、豊かな緑や低層の住宅地など、周辺景観に違和感を与えない低彩度・中明度の色彩とすることが求められます。

また、外壁の一部に強調色を用いて建物の個性を表現する場合も、高彩度色の使用は避けるとともに、外壁基本色と近似した色相を用いて明度差で変化を付けることにより、建物自体の色彩バランスを図ります。



基準の適用部位	色 相	明 度	彩 度
外壁基本色	OR~5.0Y	4 以上 8.5 未満	4 以下
	その他		1 以下
強調色	OR~4.9YR	—	4 以下
	5.0YR~5.0Y		6 以下
	その他		2 以下
屋根色	5.0YR~5.0Y	6 以下	4 以下
	その他		2 以下

- 外壁基本色
- 強調色
- 屋根色



③ 多摩川エリア

多摩川の堤防上や小田急線の車窓から見下ろす、低層住宅地においては、屋根面の色彩が目につき易いものとなっています。これらの低層住宅の勾配屋根については、彩度や明度を抑えた色彩とし、良好な眺望景観を創出することが求められます。

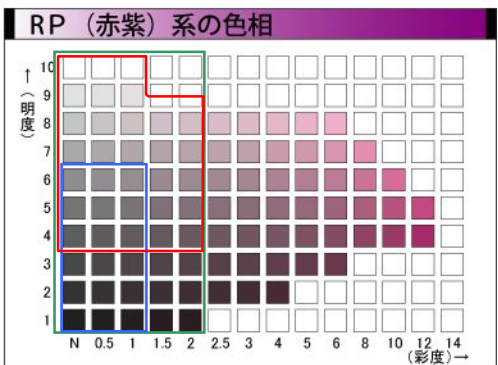
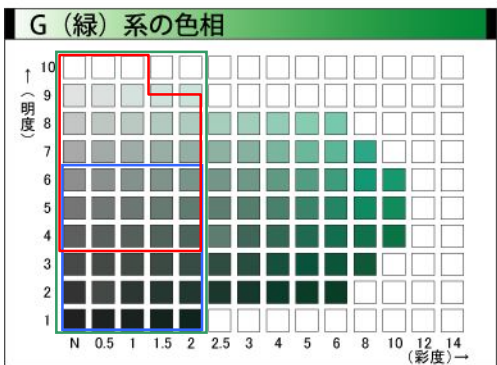
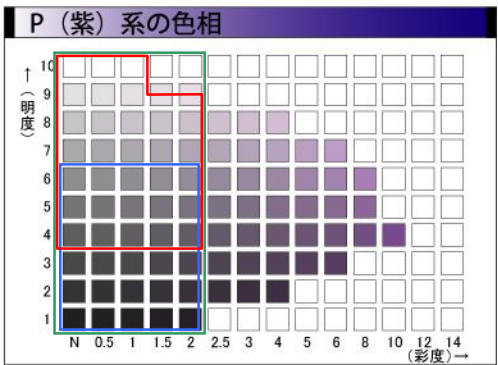
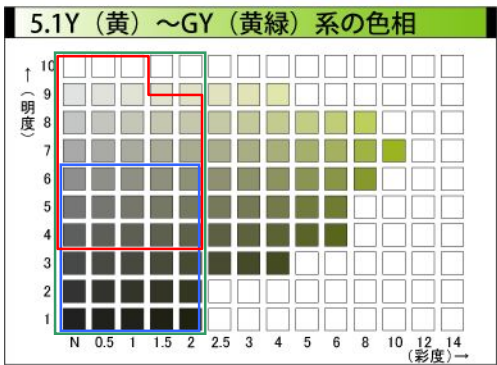
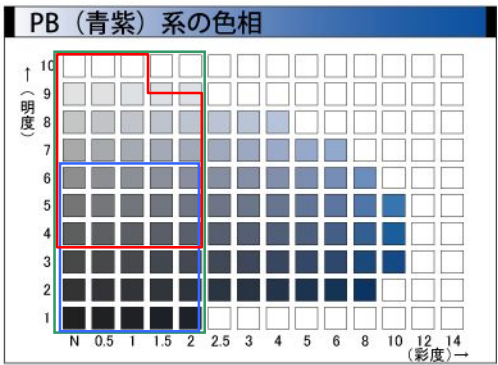
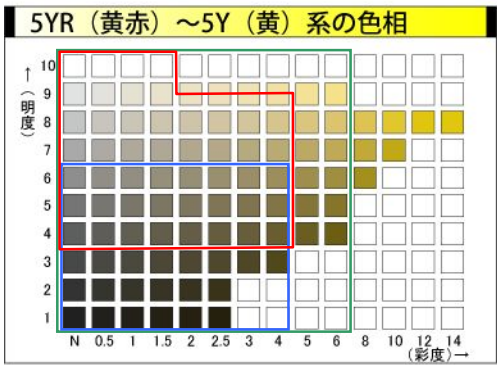
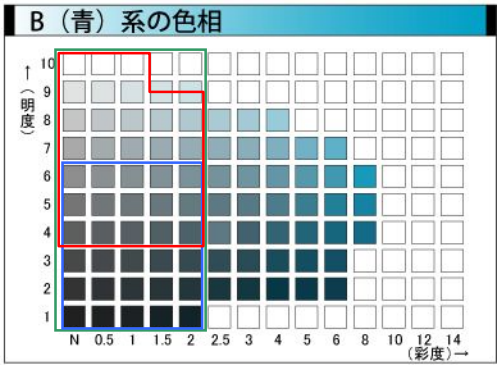
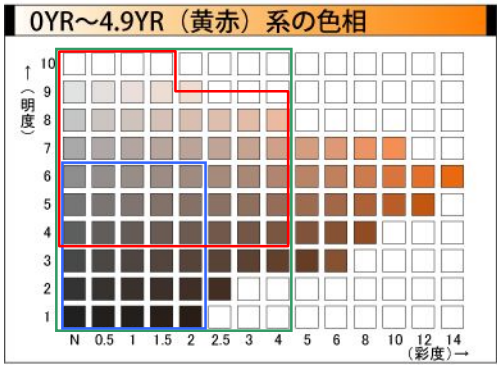
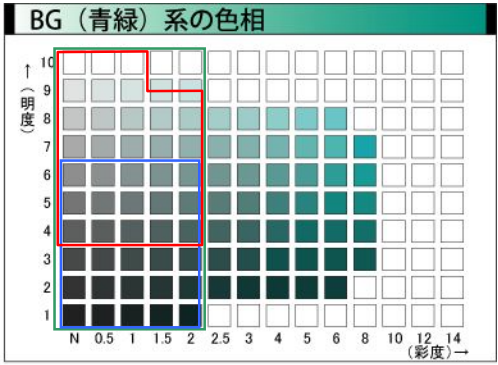
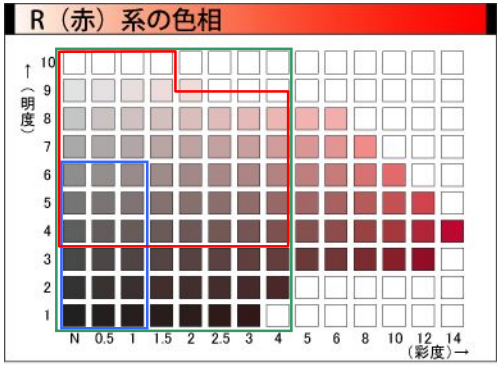


多摩川沿いの開放的で空を背景とした空間を考えた場合、外壁基本色は、低彩度であれば高明度の色彩も可として良いと考えます。

ただし、低層の勾配屋根については、背景となる空の青とのバランスを勘案すると、色味の強いR系の使用は違和感があるため、比較的高彩度（彩度4）の色彩が使用できる色相範囲を絞り込む（5.0YR～5.0Y）とともに、R系の彩度を落とすことが効果的であると思われます。

基準の適用部位	色相	明度	彩度
外壁基本色	OR～5.0Y	4以上 8.5未満	4以下
		8.5以上の場合	1.5以下
	その他	4以上 8.5未満	2以下
		8.5以上の場合	1以下
強調色	OR～4.9YR	—	4以下
	5.0YR～5.0Y		6以下
	その他		2以下
屋根色	ORP～10.0R	6以下	1以下
	5.0YR～5.0Y		4以下
	その他		2以下

- 外壁基本色
- 強調色
- 屋根色



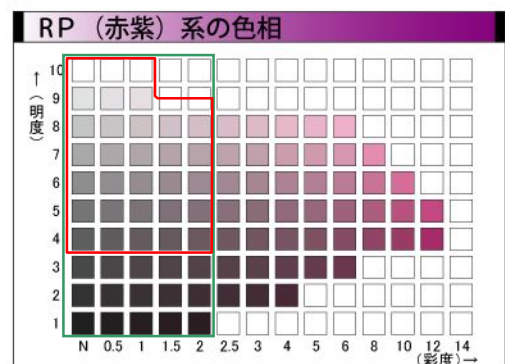
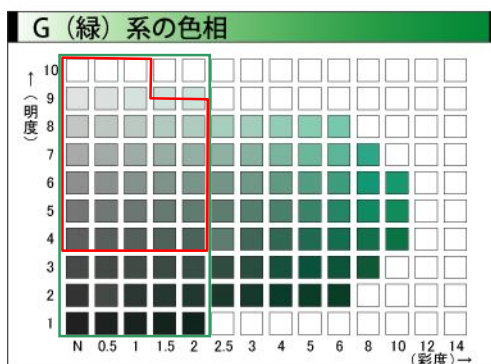
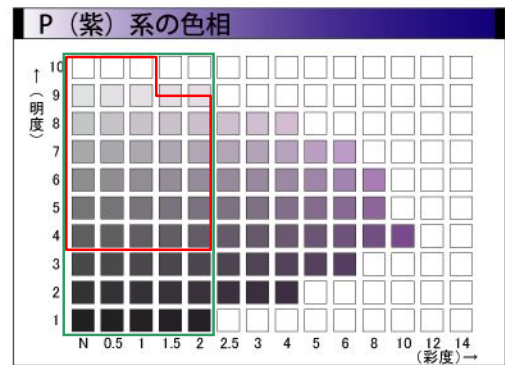
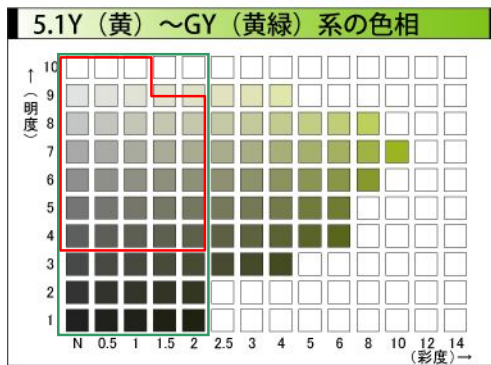
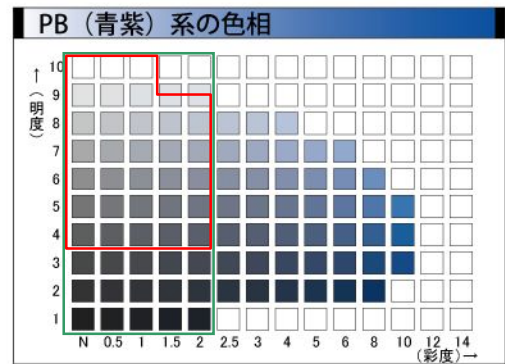
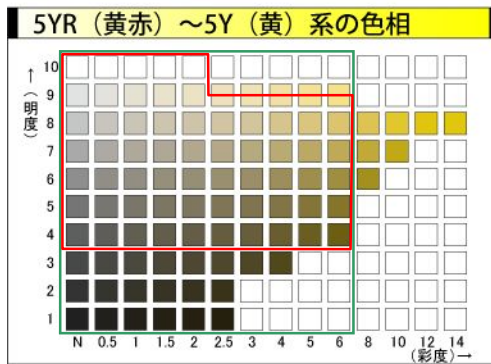
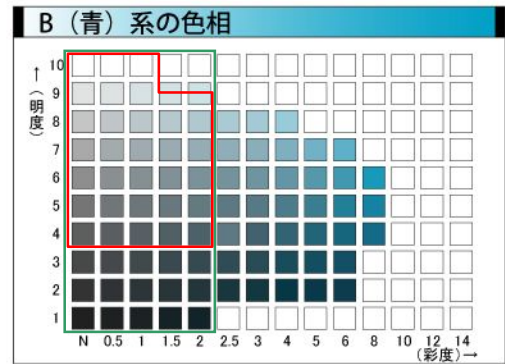
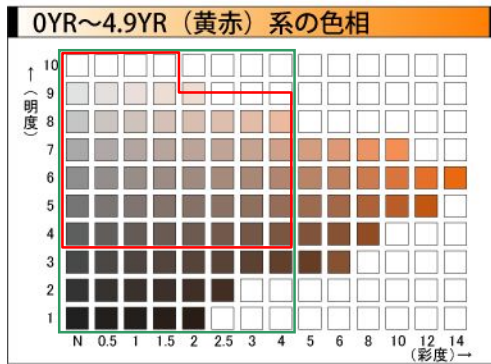
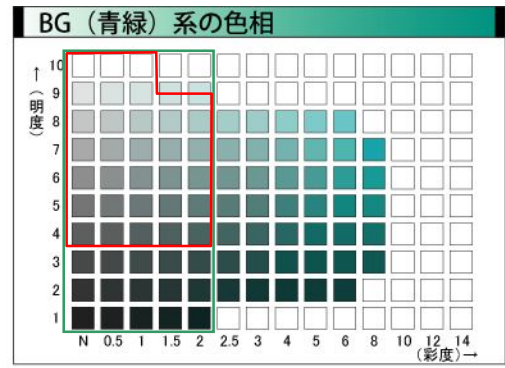
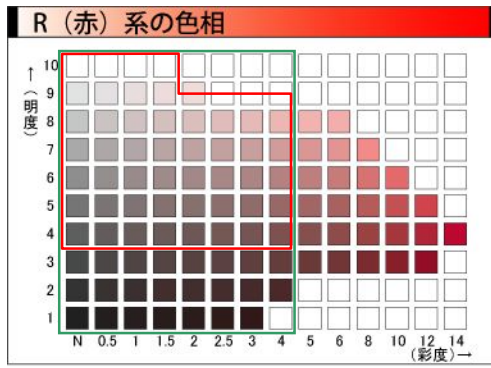
④ 一般地区

一般地区についても、外壁基本色には低彩度色を用いながら、建物自体でバランスのとれた類似色相の強調色を小面積で用いることで、街並みに変化を付けることを許容するものとします。

基準の適用部位	色 相	明 度	彩 度
外壁基本色	0R~4.9YR	4 以上 8.5 未満の場合	4 以下
		8.5 以上の場合	1.5 以下
	5.0YR~5.0Y	4 以上 8.5 未満の場合	6 以下
		8.5 以上の場合	2 以下
	その他	4 以上 8.5 未満の場合	2 以下
		8.5 以上の場合	1 以下
強調色	0R~4.9YR	—	4 以下
	5.0YR~5.0Y		6 以下
	その他		2 以下

外壁基本色

強調色



(3) 工作物及びカラー舗装の色彩

狛江駅北口駅前広場にあるバス停の上屋や横断防止柵、信号柱等は、概ねB系の中明度・中彩度の色彩で統一されており、YR系の建物や歩道色彩とのバランスが取れた、狛江市の顔にふさわしい景観となっています。



このような主として「線」で構成される道路工作物等については、ある程度の明度・彩度を有することで、存在を主張しつつ、周辺景観とのバランスも保つことが必要です。

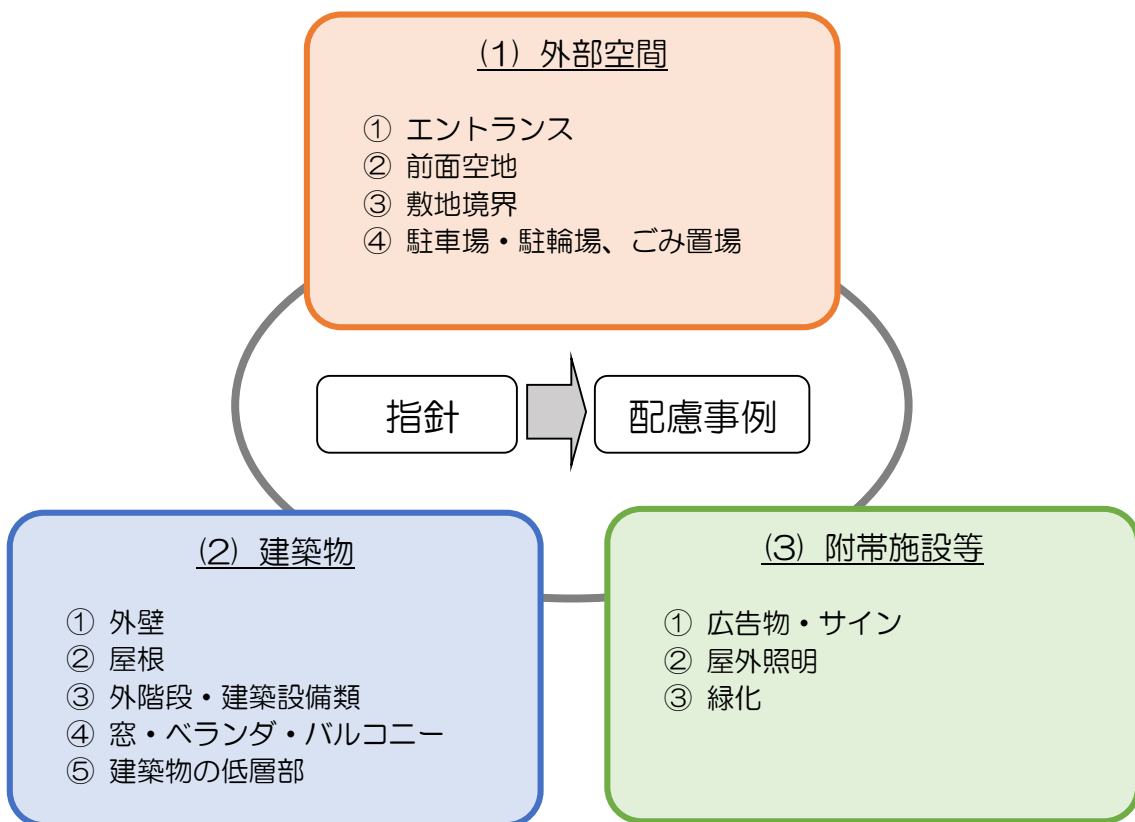
そこで、工作物の色彩は、歩道の舗装色や建築物の外壁等と調和のとれる色彩とし、建築物の外壁基本色との基準と同様とします。

歩道舗装（インターロッキング）と接続道路については、統一感のあるまちづくりを進めるため、連続性に配慮して整備を行うよう努めるものとします。

第2章 形態・意匠

1 形態・意匠ガイドラインの考え方

形態・意匠ガイドラインは、市民意識調査等で出された「改善したい景観」などを踏まえ、今後、建物の新築や建替え等の際に配慮していただきたい事項として、大きく「外部空間」「建築物」「附帯施設等」に区分し、【指針】と【配慮事例】を示しています。【配慮事例】はあくまで一つの手法であるため、【指針】を踏まえ、周辺状況等を勘案しながら、良好な景観形成に向けて配慮していただくためのヒントとするものです。



2 形態・意匠ガイドライン

(1) 外部空間に対する配慮事項

(1) -① エントランス

【指針】

街並みの連続性に配慮しながら、ゆとりと潤いの感じられるエントランス空間とします。

【配慮事例】

○植栽帯やプランター等を設けることで、街並みに潤いを創出しています。



○車や歩行者の動線を考慮し、歩行者空間に余裕を持たせた、開放的なエントランスとしています。



(1) -② 前面空地

【指針】

可能な範囲で前面空地を確保し、通りと一体となったゆとりのある空間とします。

【配慮事例】

○建物をセットバックして歩道状空地を設けるなど、ゆとりある歩行者空間を創出しています。



○壁面後退部分を積極的に緑や草花等で演出することにより、店舗に表情をつくっています。



(1) -③ 敷地境界

【指針】

道路を歩く人に圧迫感を与えないよう、敷地境界部分の素材や形態等に配慮します。

【配慮事例】

○道路に面する部分は、コンクリート塀等を避け、生垣とするなど、歩行者への圧迫感を軽減しています。



○透過性の高い素材を用いることで、圧迫感のない、温かみのある境界部の演出を行っています。



○草花など、季節感を感じる緑化を施すことで、道路空間に潤いを与えています。



○高さを抑えたブロック塀とし、植栽と組み合わせることで、圧迫感を軽減しています。



○石積みや竹垣などにより、和風建築物とのデザインの調和を図っています。



(1) -④ 駐車場・駐輪場、ごみ置場

【指針】

冷たいイメージになりがちな駐車場に緑を取り込んだり、駐車車両や駐輪自転車、排出されたごみ等が通りから直接見えない形態とします。

【配慮事例】

○駐車スペースに芝ブロック等を用いることで、無機質になりがちな空間に変化をつけています。



○駐輪場を壁面パネルと緑化等で隠すことで、街並みに雑多感を与えないよう配慮しています。



○ごみ置場を回収しやすい形状とし、汚れにくい素材を使用する等の工夫をしています。



○大規模な立体駐車場に目隠しパネルや植栽を用いて、駐車する自動車が通りから直接見えないよう工夫をしています。



(2) 建築物に対する配慮事項

(2) -① 外壁

【指針】

周囲の街並みに馴染むようなデザイン及び色彩とします。

【配慮事例】

○ポイント的に特徴のある色彩や素材を用いて、建物に表情を付けています。



○低層部に暖色系でやや色味のある色彩を用いて、街並みとの調和を図っています。



○単調な大壁面を避け、建物の分節化や雁行配置により表情に変化を付けています。



○アクセントカラーを特徴的な部分に小面積で効果的に用いています。



(2) -② 屋根

【指針】

周辺景観と調和した形状、材質、色彩とします。

【配慮事例】

○背景となる崖線の緑との調和に配慮した屋根形状としています。



○多摩川の堤防上からの眺望に配慮し、周辺の街並みに溶け込んだ屋根形状や色彩としています。



(2) -③ 外階段・建築設備類

【指針】

建物本体との一体感や調和に考慮したデザインとします。

【配慮事例】

○屋外の避難階段をルーバーで覆い、建物本体デザインと一体化するよう工夫を行っています。



○屋外階段が建物デザインに調和したデザインとなっています。



(2) -④ 窓・ベランダ・バルコニー

【指針】

建物本体との一体感や調和に配慮するとともに、街並みに雑多なイメージを与えないデザインとします。

【配慮事例】

○ベランダの腰壁をスリット状又は半透明のものとする事により、すっきりとした表情を創っています。



○ベランダに設置された空調室外機に覆いを付け、目立たないように配慮されています。



○窓辺に花やツル性の植物等を用いて、街並みに潤いを与えています。



○ベランダに植物を配し、街並みへの潤い創出に寄与しています。



(2) -⑤ 建築物の低層部

【指針】

街並みの連続性やヒューマンスケールに配慮した、温もりの感じられるデザインとします。

【配慮事例】

○透過性の高い店先のデザインとすることで、閉店時においても、街並み景観に寄与しています。



○ヒューマンスケールを意識したきめ細かなデザインを施すことで、歩行者が楽しめる空間を演出しています。



○地上階の商業施設等においては、ガラス張り等の開口部を大きく設けることで、通りの賑わいを創出しています。



○1階部分の外壁に木や石等の自然素材を用いることで、温かみの感じられるデザインとしています。



(3) 附帯施設等に対する配慮事項

(3) -① 広告物・サイン

【指針】

広告物やサインは必要最小限で効果的に表示するものとし、建物に附帯する場合は、建物デザインと調和した形態とします。

【配慮事例】

○複数のテナントの集合看板とすることで、すっきりとした玄関回りとなっています。



○建物デザインと調和したシンプルな広告物となっています。



(3) -② 屋外照明

【指針】

屋外照明は、周辺環境に応じて、明るさや光色等に配慮したデザインとします。

【配慮事例】

○温かみのある黄色やオレンジの光色を基本とし、住宅地に調和した照明デザインに配慮しています。



○歩行者の安全性を確保しつつ、壁面取付型やフットライトなど、設置場所に合った適切な灯具を用いています。



(3) -③ 緑化

【指針】

建物等の周辺や法面などは、樹木や草花による緑化に努めます。

【配慮事例】

○既存の樹木を極力生かすよう配慮しています。



○四季折々の季節感を演出する、花や実の付く植栽などが用いられています。



○スペースに余裕がない場所で、フラワーポットを効果的に用いるなどの工夫をしています。



【 資料編 】

1 名簿

●狛江市景観まちづくりワーキンググループ

区分	氏 名	備 考
リーダー	岩間 正隆	市民
サブリーダー	加古 厚志	市民（平成 26 年 6 月まで）
メンバー	大矢 美枝子	市民
メンバー	金光 桂子	市民
メンバー	惣川 ひさえ	市民
メンバー	高木 聡子	市民（平成 26 年 6 月まで）
メンバー	原田 宏	市民（平成 26 年 7 月から）

任期：平成 25 年 4 月 1 日からビジョン策定まで

●狛江市景観まちづくりビジョン策定プロジェクトチーム

区分	氏 名	備 考
リーダー	鈴木 弘貴	建設環境部道路公園課（平成 26 年 3 月まで）
リーダー	三宅 哲	市民生活部地域活性課（平成 27 年 9 月まで） 都市建設部まちづくり推進課（平成 27 年 10 月から） （※平成 26 年 3 月までサブリーダー）
サブ リーダー	松下 祐三	教育部社会教育課 （※平成 26 年 4 月からサブリーダー）
メンバー	佐藤 葉月	福祉保健部福祉サービス室（平成 26 年 3 月まで） 福祉保健部地域福祉課（平成 26 年 4 月から）
メンバー	馬場 麻衣子	建設環境部環境政策課（平成 26 年 3 月まで）
メンバー	音成 美貴	環境部環境政策課（平成 26 年 4 月から）
メンバー	渡邊 麻莉子	建設環境部都市整備課（平成 26 年 3 月まで）
メンバー	宮本 和志	都市建設部まちづくり推進課（平成 26 年 4 月から）
メンバー	鈴木 竜太	都市建設部道路交通課（平成 26 年 4 月から平成 27 年 3 月まで）
メンバー	岩永 茂	都市建設部整備課（平成 26 年 4 月から）

任期：平成 25 年 4 月 1 日からビジョン策定まで

2 設置要綱

●狛江市景観まちづくりワーキンググループ設置要綱

平成24年11月21日要綱第136号

(目的)

第1条 この要綱は、東京都景観計画及び狛江市都市計画マスタープランに定められた狛江市の地域資源を生かした特色ある景観づくりの実現に向けた取組を市民、事業者及び行政が参加と協働により推進するため、ワーキンググループを設置し、その運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 ワーキンググループは、市民、事業者、市の職員及び緑資源、水資源、歴史的資源等を中心とした活動をしている者で組織する。

(取組)

第3条 前条の規定により設置されたワーキンググループは、市の景観づくりを推進するために必要な研究及び実践活動を行い、その結果を狛江市まちづくり条例（平成15年条例第12号）第8条に規定する狛江市まちづくり委員会に報告及び提案をすることができるものとする。

2 ワーキンググループの活動の成果は、市民交流会その他の方法により、市民等に発表することができるものとする。

(組織)

第4条 ワーキンググループ内にリーダー及びサブリーダーを置く。

2 リーダー及びサブリーダーは、メンバーの互選による。

3 リーダーは、ワーキンググループを統括する。

4 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 ワーキンググループの会議は、リーダーが招集し、リーダーが議長となる。

2 会議は、メンバー数の半数以上のメンバーが出席しなければ会議を開くことができない。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。

3 議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 リーダーは、必要があると認めるときは、会議にメンバー以外の者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(報償)

第6条 ワーキンググループの活動にかかる費用は、無償とする。

(庶務)

第7条 ワーキンググループの庶務は、景観施策担当課が処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、リーダーが別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（平成26年4月14日要綱第65号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

●狛江市景観まちづくりビジョン策定プロジェクトチーム設置要綱

平成25年3月25日要綱第29号

(目的)

第1条 この要綱は、狛江市プロジェクトチーム設置規程（昭和48年規程第1号）に基づき、狛江市景観まちづくりビジョンを策定するために設置する狛江市景観まちづくりビジョン策定プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 プロジェクトチームは、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 狛江市の景観特性、眺望、景観課題、骨格的な景観等について調査及び検討し、狛江市景観まちづくりビジョンを策定すること。
- (2) 景観に関係する各個別計画について、調整及び検討すること。
- (3) その他狛江市景観まちづくりビジョンの策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 プロジェクトチームは、景観に係る施策を担当する部課の職員6名程度で組織し、市長が任命する。

2 プロジェクトチームは、必要に応じてプロジェクトチームのメンバー以下「メンバー」という。）以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(任期)

第4条 メンバーの任期は、狛江市景観まちづくりビジョンの策定が終了するまでとする。

(リーダー及びサブリーダー)

第5条 プロジェクトチームにリーダー及びサブリーダーを置く。

- 2 リーダーは、プロジェクトチームを代表し、会務を総理する。
- 3 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるとき又はリーダーが欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 プロジェクトチームは、リーダーが招集し、会議の議長となる。

- 2 プロジェクトチームは、メンバーの半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 プロジェクトチームの議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 プロジェクトチームの庶務は、景観施策担当課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、リーダーが別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（平成26年4月14日要綱第65号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

3 協議経過

●狛江市景観まちづくりワーキンググループ 協議経過

	開催年月日	主な検討事項等
第1回	平成25年5月15日	○景観まちづくりの方針について
第2回	平成25年6月19日	○よいと思う景観、不快に感じる景観 ○色彩についての考察
第3回	平成25年7月10日	○水辺の景観づくり（野川散策、多摩川散策、意見交換）
第4回	平成25年8月7日	○緑の景観づくり（岩戸川緑地公園散策、弁天地池緑地保全地区散策、意見交換）
第5回	平成25年9月11日	○都市景観拠点づくり（3駅の周辺散策、慈恵医大周辺散策、意見交換）
第6回	平成25年10月8日	○各路線ごとのテーマづくり（松原通り、六郷さくら通り、他散策、意見交換）
第7回	平成25年12月10日	○各路線ごとのテーマづくり（水道道路散策、公園通り散策、意見交換）
第8回	平成26年2月4日	○景観まちづくりビジョンについて（中間報告）
第9回	平成27年10月28日	○建物の形態・意匠に関するワークショップ

●景観まちづくりビジョン策定プロジェクトチーム 協議経過

	開催年月日	主な検討事項等
第1回	平成25年5月27日	○景観まちづくりの方針について ○関連するその他計画について
第2回	平成25年7月12日	○施策・基本方針の検討について
第3回	平成25年8月15日	○施策・具体的な取組みの検討について
第4回	平成26年6月16日	○景観まちづくりビジョン第2編 色彩編について

4 用語解説

ページ	語句	説明
3	都市計画緑地	都市計画法に基づき、都市計画決定された緑地。
3	住工混在地区	かつて工場等が立地していた場所にマンション等が立地するなど、住宅と工場等が混在するエリアであり、相互の不調和問題等が顕在化している。
3	景観法	地方自治体の景観に関する計画や条例等に実効性や法的強制力をもたせるため、平成 16 年に施行された景観に関する初めての法律。
3	景観計画	景観に関するまちづくりを進めるため、地方自治体が景観法に基づき景観形成上重要な公共施設の保全、整備方針、景観形成に関わる基準等をまとめた基本的な計画。
3	大規模開発等事業	広大な敷地において土地の改変を伴う事業や大規模な建築行為。
6	狛江市環境基本計画	狛江市環境基本条例に基づき、狛江市第3次基本構想を環境の側面から具体化し、環境施策の基本的な方向性を示す計画。
6	狛江市環境保全実施計画	狛江市環境基本条例に基づき、環境基本計画に位置づけた施策内容をより具体化するための計画。
6	狛江市緑の基本計画	都市緑地法に規定されている「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」。
6	狛江市農業振興計画	狛江市の農業の活性化および振興の推進において、将来にわたって市民の期待に応える狛江市農業を確立することを目的に定められた計画。
7	都市施設	都市計画法の用語で、道路、公園、河川等のほか、学校、病院など、都市計画決定により設置を定める施設。
7	崖線	河川等の浸食作用によってできた、区市町村界を越えた連続する緑の帯。
8	景観阻害要素	自然への眺望や街並みの連続性を妨げる物体など。
8	ワーキンググループ	特定の問題の調査や検討のために設けられたグループ。
16	ユニバーサルデザイン	文化や言語、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設や製品などのデザイン。
18	緑化補助	ヒートアイランド現象の緩和、まちのうるおい創出などを目的として、生垣やシンボルツリーの植栽、屋上・壁面緑化等を行う場合、行政が費用の一部を助成する制度。
18	体験農園	農家が開設し、耕作の主導権を持って経営・管理する農園で、一連の農作業体験を通して農業への関心を高める施設。
19	オープンスペース	都市や敷地内で建物が建っていない土地。

ページ	語句	説明
21	開発行為	周辺地域の環境に大きな変化をもたらす大規模な建築物の建築、特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更。
21	地区まちづくり活動	まちづくりを推進しようとする一定のまとまりをもった地区を対象に、住民等が主体となって行うまちづくり活動。
21	テーマ型まちづくり活動	市民が中心になって行う、緑の保全、歩行環境、景観形成など、狛江市のまちづくりに関する特定の分野についての調査、研究及び実践等の活動。
21	市民発意のまちづくり	狛江市などの行政主体でなく、市民自らの発意によるまちづくりの進め方。
21	用途地域	都市計画法に基づき、土地の合理的利用を図り、市街地の環境整備、都市機能の向上を目的として、建築物に一定の制限を加える制度のこと。 用途地域の種類は全部で12種類ある。
28	地区計画	地区単位で「ミクロな都市計画」の将来像や基本方針を定め、「地区整備計画」と呼ばれる区域を絞り込んで、法的な規制を適用するもの。建物の用途や建ぺい率、容積率、高さなどについての規定を定めることができる。
40	エントランス	建物の入口部分。複数ある場合は、正面玄関と呼ばれるような場所。
40	セットバック	敷地境界から建物の壁面を後退させること、あるいは建築物の上部を階段状に後退させること。
43	分節化	建築物などを単一な形状とせず、いくつか区切りを入れることなどにより、デザインに変化をつけること。
43	雁行配置	建築物の壁面を少しずつ前後にずらして配置すること。
43	アクセントカラー	全体の色調に変化をつけたり、他の色を引き立てたりする役割を持つ色。
44	ルーバー	羽板と呼ばれる細長い板をすき間を開けて平行に組んだもの。
46	ヒューマンスケール	人の動きや感覚に適した、適切な空間の規模や物の大きさのこと。
47	光色	光源の見かけの色。光が持つ波長の成分割合によって色が異なる。
47	フットライト	足元の低い部分に設置された照明。

(注) 最初に出てくるページを記載しています。

刊行物番号H28-7

狛江市景観まちづくりビジョン

平成 28 年 5 月

発行 狛江市

編集 狛江市都市建設部まちづくり推進課

〒201-8585 狛江市和泉本町一丁目1番5号

電話 03-3430-1111（代）

頒布価格 1,550 円